

菊池事件略年表

1947（昭和22）年	11月	7日	厚生省通牒「無らい方策実施要項」増床・一斉検診指示
1949（昭和24）年	6月	24-25日	全国ハンセン病療養所所長会議において「無らい県運動」の再開が確認される
	7月		下山事件、三鷹事件
	8月		松川事件
1950（昭和25）年	6月		朝鮮戦争勃発
	6月	1日	熊本県天草で恋人に兄のハンセン病を知られた17才の少女自殺
	7月		再軍備開始（警察予備隊）
	8月		厚生省、全国らい調査を実施
	8月		厚生省、全患者収容と増床方針を打ち出す
	8月	31日	熊本県坂本村でハンセン病に罹患した父を息子がライフルで射殺し、自らも自殺
			レッドパージ始まる
1951（昭和26）年	1月	9日	熊本県、F氏に対して菊池恵楓園への入所勧告
	1月	29日	ハンセン病感染で一家9人心痛（山梨県）
	2月		全癩患協結成
	2月	24日	F氏再度菊池恵楓園への入所勧告を受ける
	6月	10日	菊池恵楓園二千床拡張完了
	8月	1日	菊池事件第一次事件（ダイナマイト事件）発生
	8月	3日	F氏、殺人未遂容疑で逮捕
	8月	20日	F氏、第一次事件について起訴
	10月	19日	第一次事件第1回公判
	11月	3日	光田健輔、文化勲章を受賞
	11月	8日	国会における三園長証言
1952（昭和27）年	6月	9日	熊本地裁、第一次事件判決、懲役10年、即日控訴
	6月	16日	F氏、熊本拘置支所（恵楓園内）から逃走、指名手配
	7月	7日	水源村職員H氏惨殺死体で発見（第二次事件）
	7月	10日	F氏に対する逮捕状発布

	7月	12日	F氏、逃走および殺人容疑で逮捕（巡査発砲）
	8月	2日	第二次事件単純逃走罪について起訴
	10月	30日	第二次事件単純逃走罪について第1回公判
	11月	22日	第二次事件殺人罪について起訴
	12月	8日	第一次事件控訴棄却→上告
	12月	15日	第二次事件第2回公判（殺人事件の最初の公判）
1953（昭和28）年	1月	16日	第二次事件第3回公判
	2月	25日	第二次事件第4回公判
	3月		菊池医療刑務所完成
	4月	2-3日	第二次事件実地検証及び証人尋問
	6月	11日	第一次事件上告趣意書提出
	7月	7日	菊池恵楓園自治会、事件支援を決定
	7月	27日	第二次事件第5回公判（弁論、論告）
	7月	29日	菊池恵楓園自治会、全患協へ協力要請
	8月	6日	らい予防法成立
	8月	29日	熊本地裁、第二次事件判決、死刑
	9月	2日	第二次事件福岡高裁へ控訴
	9月	15日	第一次事件上告棄却
	9月	25日	全患協、事件支援を決議
	12月	1日	福岡高裁に控訴趣意書提出
1954（昭和29）年	1月	28日	福岡高裁第1回公判
	3月	10日	福岡高裁第2回公判
	4月		黒髪校事件発生
	4月	9日	福岡高裁第3回公判
	5月	7日	福岡高裁第4回公判
	6月	4日	福岡高裁実地検証（弁護人立会）
	10月	15日	福岡高裁第5回公判（論告なし、弁論）
	12月	13日	福岡高裁判決、控訴棄却（死刑）
	12月	27日	最高裁へ上告
1955（昭和30）年	3月	12日	上告趣意書提出
1956（昭和31）年	4月	13日	最高裁第1回口頭弁論
1957（昭和32）年	3月	22日	最高裁第2回口頭弁論

	8月	23日	最高裁判決、上告棄却（死刑）
	9月	2日	最高裁へ判決訂正申立て
	9月	25日	最高裁判決訂正申立て棄却、死刑判決確定
	10月	2日	熊本地裁へ再審請求（第1次）
1958（昭和33）年	3月	8日	「F氏を救う会」発足
	8月	1日	恵楓園自治会、法務大臣に死刑執行延期を嘆願
	8月		「救う会」、「特赦（減刑）嘆願書」提出
	9月	21日	「救う会」、死刑執行延期の要請陳情
1959（昭和34）年			第1次再審請求棄却→即時抗告→棄却
	3月	10日	「救う会」、中央更生保護審査会に恩赦願提出
	3月	25日	「救う会」、「助命嘆願書」の提出
	7月	31日	「救う会」、死刑執行延期の要請陳情
1960（昭和35）年	12月	20日	熊本地裁へ再審請求（第2次）
1961（昭和36）年	3月	24日	第2次再審請求棄却
	4月		福岡高裁に即時抗告
	6月	20日	福岡高裁、即時抗告を棄却
	7月	12日	最高裁に特別抗告
	10月	4日	最高裁、特別抗告を棄却
1962（昭和37）年	4月	日	熊本地裁へ再審申立て（第3次）
	8月	25-26日	現地調査実施 40人が参加
	9月	11日	法務大臣、F氏の死刑執行指揮書への押印
	9月	13日	第3次再審申立て却下
	9月	14日	F氏に死刑執行

菊池事件国賠訴訟

2017年8月29日、検察官に再審請求を要請していた3団体は、3月31日の「再審請求をしない」との検察庁からの回答を受けて、検察官の再審請求をしない行為は違法だとして国賠訴訟を提起しました。

訴状

第1回弁論 2017年11月27日

第2回弁論 2018年2月13日

第3回弁論 2018年5月28日

第4回弁論 2018年8月24日

第5回弁論 2018年11月12日（予定）



菊池事件の再審を求める会作成